

公益通報者保護に係る要件・効果

論点整理概要（案）

第1 公益通報者保護の効果（第6回にて検討予定）

1 禁止される行為について

（1）通報を理由とした不利益取扱いについて

ア 禁止対象とする不利益取扱いの範囲について

（ア） 解任その他の解雇以外の身分喪失処分

（イ） 継続的取引等の停止・解除

（ウ） その他の行為

イ 違反行為の効力について

ウ 不利益取扱禁止違反への制裁内容

（ア） 刑事罰について

（イ） 行政措置（命令・勧告・公表等）について

（2）通報に関する秘密保持について

ア 法定の要否及び対象者の範囲

イ 通報に関する秘密保持違反への制裁内容

（3）通報妨害・通報者の探索について

2 通報者へ与える保護の内容

（1）公益通報と不利益取扱いとの因果関係の推定等

（2）公益通報行為自体に関する各種責任の減免

3 通報に対するインセンティブ等

（1）通報者に対する通報結果の通知の義務化

（2）通報者が通報対象事実に関与していた場合の通報者の通報対象事実に関する各種責任の減免

（3）報償金制度

第2 公益通報者保護の要件（第7回にて検討予定）

1 「公益通報者」の範囲

- ・ 労働者
- ・ 役員
- ・ 取引事業者
- ・ 退職者・退任者
- ・ 上記以外の者

2 通報対象事実について

- (1) 刑罰による担保の有無による限定の適否
- (2) 切迫性の要件について

3 通報先について

- (1) 労務提供先への通報（以下「内部通報」）について
 - ・ グループ会社に対するものを含めるか？
- (2) 行政機関への通報（以下「行政通報」）について
 - ・ 通報対象事実の発生ないしその切迫性について信ずるに足りる相当の理由（以下「真実相当性」）の維持の適否
 - ・ 権限を有しない行政機関への誤った通報も保護の対象に含めることの適否
- (3) 内部通報、行政通報以外の通報（以下「外部通報」）について
 - ・ 通報対象事実についての真実相当性維持の適否
 - ・ 通報に対する不利益措置・証拠隠滅についての真実相当性等の5要件維持の適否（内部通報制度未整備の場合に要件を緩和するか etc）

4 主観要件（不正目的でないこと）について

- ・ 削除ないし但書化の適否